

消費税インボイス制度対策 個別相談会

相談無料

2021年10月から適格請求書発行事業者の登録申請書受付が開始されました！

2023年10月から開始されるインボイス制度は、登録番号・消費税率・消費税額などの記載要件を満たした適格請求書（インボイス）などを発行・保存しておく制度です。仕入れ側（買い手）は売り手が発行する適格請求書（インボイス）を保存しておくことで仕入税額控除を行うことができます。

消費税課税事業者だけでなく、売上高1000万円以下の免税事業者にも影響する制度であり、制度の概要把握や消費税に関する知識の習得、事務対応など今後を見据えた対応が必要となってきます。

池田町商工会では、こうした税務課題に対応するため税理士による個別相談会を実施いたしますので、普段疑問に思っていることや、お悩みなどを解決ください。

◆日 程 ①令和4年7月20日(水) ②令和4年7月28日(木)

◆時 間 10時から16時

※相談時間は、1事業所1時間までとさせていただきます

◆会 場 池田町商工会館

◆講 師 税理士法人NEXT 税理士 田中 健一 氏

◆申込方法 下記の申込書にご記入の上、FAXにて申込んでください

※こちらは完全予約制です。先着順となりますので、日時を調整させていただきます場合がございますのでご了承ください。

申込み・お問い合わせ 池田町商工会 岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1
TEL : 0585-45-8000 FAX : 0585-45-8186

※この事業は、町と県の補助を受け実施しています

消費税インボイス制度対策 個別相談会参加申込書

事業所名		氏 名	
住 所		連 絡 先	
▼希望する個別相談会の□に✓を入れて申し込みください			
相談ご希望 日 時	□ 7月20日(水) □ 7月28日(木)		
	□10時～ □11時～ □13時～ □14時～ □15時～		

ご記入いただいた個人情報は、本事業の目的以外で使用することはありません。